

農家の皆様並びに建物共済加入者の皆様へ

農業災害補償法に基づく必要措置命令の 発出に係るお詫びとご報告について

NOSA I 事業につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、本会が運営する建物共済事業において多数の無資格者を引き受ける法令違反行為があったことに対して、4月26日付けで農林水産大臣から必要措置命令が発せられました。

命令の内容は、検査忌避行為及び建物共済事業における法令違反の再発防止のため、①適切な受検態勢の確立、②法令等遵守態勢の強化、③具体的な取組状況を定期的に報告することとなっています。

本会といたしましては、これらの命令を真摯に受け止め、深く反省するとともに、早急に措置を講ずることにしております。

各推進協議会並びに推進員、農家、建物共済加入者の皆様をはじめとして、NOSA I 関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心から深くお詫び申し上げます。

今後は、信頼の回復に向けて、再発防止策の確実な実践に組織を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

取り急ぎ、ご報告とお詫びを申し上げます。

平成23年4月26日

兵庫県農業共済組合連合会
会長理事 鷲尾 弘志